

見直し予定箇所

- ・ 赤点線枠、アンダーライン
- ・ ページ右上表記

滝沢市下水道事業経営戦略

< 第 1 版 >

滝沢市上下水道部下水道課

平成 29 年 3 月

目 次

第 1 下水道事業の概要

はじめに	1
1 事業の現況	2
(1) 施設	2
(2) 使用料	2
(3) 組織体制	3
2 民間活力の活用	3
3 経営分析	3

第 2 経営の基本方針

1 下水道事業経営の基本的な考え方	4
2 下水道事業経営の基本方針	4

第 3 計画期間

1 計画期間	4
--------------	---

第 4 投資・財政計画

1 投資・財政計画	5
(1) 投資についての説明	5
(2) 財源についての説明	8
(3) 投資以外の経費についての説明	9
2 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 ...	10
(1) 今後の投資についての考え方・検討状況	10
(2) 今後の財政についての考え方・検討状況	11
(3) 今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況	12

第 5 経営戦略の事後検証、更新等に係る事項

1 経営戦略の事後検証	13
2 経営戦略の公表	13

用語解説	14
------------	----

別添資料	15
------------	----

第 1 下水道事業の概要

はじめに

公共下水道、農業集落排水、浄化槽などの汚水処理施設の整備事業は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図るとともに、河川、水路等の公共用水域の水質保全を図るために欠かすことのできないものです。

滝沢市におきましては、昭和 40 年代後半からの急激な人口の増加による都市化の進展に対応するため、北上川上流流域下水道の関連公共下水道として昭和 53 年度に下水道事業に着手し、昭和 58 年 4 月に供用を開始しました。

また、平成 2 年度には滝沢南地区において農業集落排水事業に着手し、平成 5 年度に整備を完了しましたが、供用開始から 20 年が経過する中で施設の老朽化が進み、一部施設設備の更新が必要な時期となったため、施設の更新費用と維持管理費用を試算した結果、公共下水道へ接続した方が経済的であるということから、平成 26 年度に接続工事を行い、平成 27 年度から農業集落排水事業を公共下水道事業に統合することになりました。

公共下水道事業は、平成 27 年度末で事業認可区域 810ha のうち 722ha の整備を終了しています。また、公共下水道事業のほか、個別の排水処理事業としては、平成元年度から浄化槽設置整備事業を導入し、浄化槽の普及促進にも努めています。

下水道の整備は、住民の関心と期待も高く、未整備区域については今後も整備を進め、市民の下水道を次世代に引き継いでいくことが必要ですが、下水道の整備には多額の費用を要し、整備後においても施設を適切に維持管理していかなければなりません。これらの機能を十分に発揮させるためには公共下水道事業の財政基盤の確立とともに、費用対効果を念頭に置いた事業の決定や整備事業費と維持管理費の平準化が重要となります。

節水志向などの社会情勢の変化に加え、滝沢市においても少子高齢化の波は例外ではなく、使用料収入の伸びの鈍化等により、必要な汚水処理費を確保することが困難になってきています。このため滝沢市では、平成 27 年 3 月に「滝沢市下水道事業中期経営計画」を策定し、限られた財源の中で効率的かつ効果的な事業経営に努めています。また、平成 27 年度からは地方公営企業法を適用し、より適切に経営状況を把握できるようになりました。

公共下水道事業は、地方財政法において適正な経費負担に基づく独立採算性の原則が定められています。平成 26 年 8 月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、その中で、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定することが要請されました。

このため、市は『滝沢市下水道事業経営戦略』を策定しました。この計画は、将来にわたって安定的に公共下水道事業を継続していくための中長期的な基本計画です。経営の基本方針を定めるとともに、今後の施設・設備更新及びそれに伴う投資と財源見通しを試算して収支を均衡させた「投資・財政計画」を定め、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めていきます。

1 事業の現況

(1) 施設

下水道施設の整備状況は下表のとおりです。

供用開始年度（供用開始後年数）	供用開始 昭和 58 年 4 月（33 年経過）
法適用の区分	地方公営企業法全部適用
流域下水道等への接続の有無	北上川上流流域下水道に接続
処理区域内人口密度	<u>51.6 人／ha</u>
処理区数	—
処理場数、污水管延長	<u>污水管延長 174 km</u>
広域化、共同化、最適化実施状況	〔広域化〕 北上川上流流域下水道に接続（昭和 53 年度） 〔最適化〕 滝沢南地区農業集落排水事業と統合 （平成 27 年度）

(2) 使用料

下水道使用料についての状況は下表のとおりです。

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。 <u>滝沢市は従量制（5 m³基本使用水量あり）の累進使用料（H29.3 月時点）です。</u>
業務用使用料体系の概要・考え方	—
その他の使用料体系の概要・考え方	—
条例上の使用料（20 m ³ あたり・税込） 従量制（基本使用料つき従量制） <u>直近の改正：平成 24 年 10 月 1 日</u>	平成 27 年度 2,894 円 平成 26 年度 2,894 円 平成 25 年度 2,814 円
実質的な使用料（20 m ³ あたり・税込） 使用料収入合計額÷有収水量合計＝使用料単価に 20 m ³ を乗じた値	平成 27 年度 3,169 円 平成 26 年度 3,122 円 平成 25 年度 3,084 円

下水道事業の経営は、公営企業としての企業性を発揮し最小限の経費で最良のサービスを提供すべきとされています。経営の健全化に努めながら、受益と負担について市民の理解を得る必要があります。

下水道事業の経営は、事業運営に必要な経費を使用料収入で賄うことが原則であり、必要経費を使用料収入水準として、個々の使用者に対して公平な負担を求める使用料体系であることが基本となります。また、市民の日常生活への配慮から少量部分についての使用料を低廉なものにすることや、水量に直接関係しない固定経費を賄うため基本水量を賦課することなどを行っています。

しかし、コスト縮減対策や収入増加の対策を実施してきた一方で、施設修繕に係る費用が増加していることを踏まえ、今の時代に合った適切な使用料体系の在り方を定期的に検討する必要があります。

(3) 組織体制

下水道事業を運営する組織体制の状況は下表のとおりです。

職員数	7名（一般会計職員1名を含まない）
事業運営組織	「上下水道部 下水道課」 下水道課長―総括主査 一 経理担当〔2名〕 〔1名〕 〔1名〕 ト 維持管理担当〔1名〕 └ 整備担当〔2名〕 ※〔一般会計〕 一 浄化槽担当〔1名〕

下水道事業は事業認可当初は都市計画課内に下水道係として設置されましたが、河川事業等の組み替えを経て、現在の組織体制となりました。平成 28 年 4 月 1 日現在、下水道事業を運営する企業会計職員は下水道課長以下の 7 名で構成されています。

平成 26 年度には 8 名の体制で下水道事業を運営していましたが、地方公営企業法適用による 1 名増と農業集落排水事業統合による 2 名減により、平成 27 年 4 月から 7 名の体制となっています。

なお、浄化槽事業については、市長部局一般会計の下水道課職員 1 名が担当しており、雨水事業については、市長部局に属する都市整備部（河川課）の職員が下水道課と兼務する体制で建設事業を担当しています。

2 民間活力を活用

民間活力の活用としては下表のとおりです。

民間活用の状況	ア 民間委託	業務効率の向上や債権管理の強化等を図るため、水道事業を含む上下水道部の業務のうち受付業務等を含む使用料徴収業務の包括委託を実施することとしました。平成 29 年 4 月からの委託に向けて、現在移行作業を行っています。
	イ 指定管理者制度	実施していません
	ウ PPP/PFI	実施していません
資産活用の状況	ア エネルギー利用	実施していません
	イ 土地施設等利用	実施していません

3 経営分析

下水道事業の経営分析については、別添資料 1【経営分析表】のとおりです。

平成 27 年度に地方公営企業法適用となって初年度の経営分析となります。法適用となることによって、経常損益の指標である「経常収支比率」や支払能力の指標である「流動化率」等の経営の健全化・効率性についての分析が可能となりました。また、今後は、施設の老朽化の状況についても指標を活用していきます。

第 2 経営の基本方針

1 下水道事業経営の基本的な考え方

公共下水道事業は、下水道法に基づいて実施する事業であり、下水道は市の総合計画の基本政策『ひとにやさしく安心・快適で活力にあふれるまちを目指します。』を実現するための手段として位置づけられています。

安全・快適な暮らしを支える生活基盤の整備と維持を使命として、市民一人一人の毎日の暮らしを支える安全で快適な下水道環境の整備と良好な水環境の保全を目指し、効率的な污水处理施設の整備を図ります。

2 下水道事業経営の基本方針

◆ 環境にやさしく快適な下水道整備

公共下水道と合併処理浄化槽の最適配分と工事コストの更なる縮減を図り、時間軸と採算性を考慮した污水处理施設の整備を着実に促進するとともに、老朽化が進む既存施設の効率的な整備を目指します。

下水道施設整備の方針としては、地域の意向を把握しながら整備手法について再検討を行っていきます。

◆ 下水道経営基盤の充実

下水道整備は多額の費用を要し、公共下水道事業の財政基盤の確立には、供用開始後の確実な使用料回収や徹底したコスト削減が求められます。そのために、市民へ公共下水道事業の経営実態について情報提供し、下水道管への接続率の向上や不明水対策等に取り組み、経営の健全化に努めます。

経営の健全化に向けた経営基盤強化の取組として、「資本費の削減」「使用料の検証等私費と公費の適正化」を軸に進めていきます。

第 3 計画期間

1 計画期間

この経営戦略の計画期間は、平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間とします。

第 4 投資・財政計画

1 投資・財政計画

下水道事業の経営分析については、別添資料 2【投資・財政計画】のとおりです。

(1) 投資についての説明

◆ 投資の目標に関する事項

計画期間内の投資の目標は下表のとおりです。

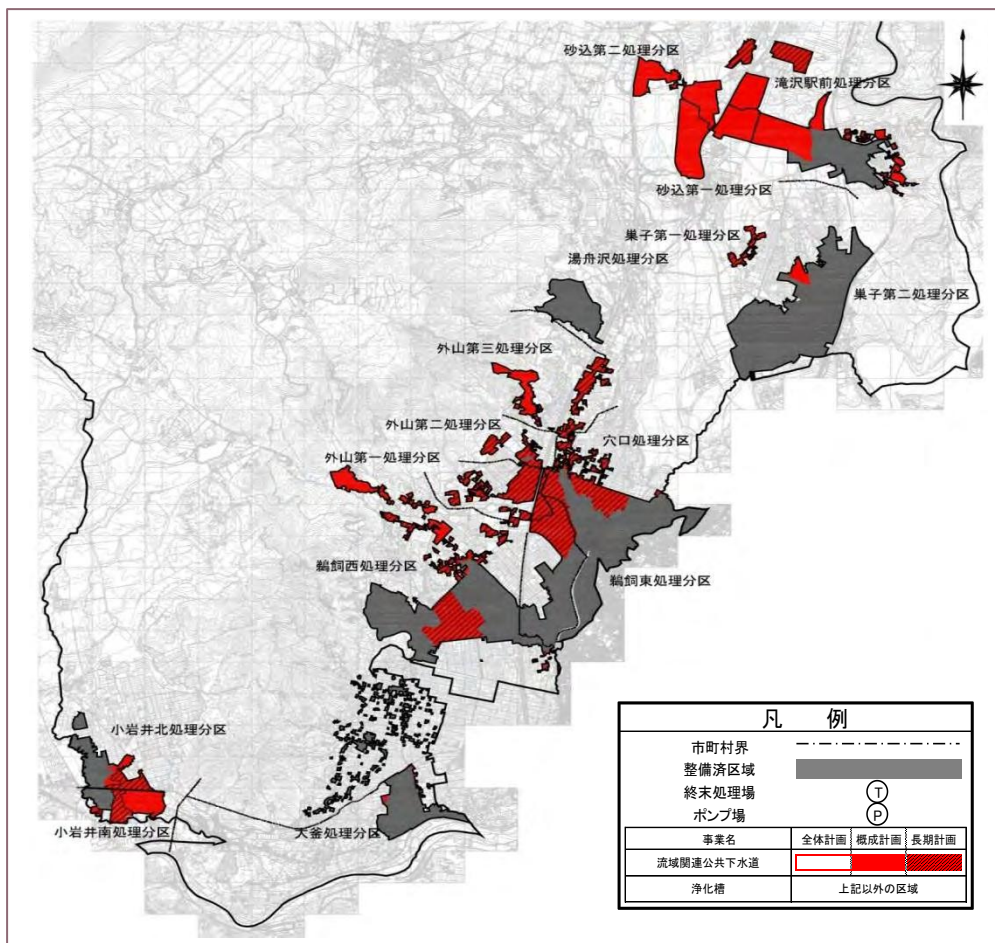
項 目		単位	期間	全体	(内訳)	
					下水道	浄化槽 個人 設置型
現状	普及率	%	H27 末時点	82.5	65.6	11.9
	水洗化人口割合	%		78.5	60.4	11.9
整備目標	普及率	%	H38 末時点	87.9	70.6	14.9
	水洗化人口割合	%		82.3	65.0	14.9
	整備面積	ha	H29～H38	369.6	369.6	
概算事業費	総建設事業費	百万円		2,690	2,460	230

未普及地域解消のため、引き続き下水道整備を進めていきます。計画期間中は、新規整備に年間約 2 億 4 千万円を投資し、全体普及率 87.9%を目指します。

実施に当たっては、コスト縮減や費用対効果を考慮した整備を実施するとともに、浄化槽設置についても広報等により普及啓発を行い、時間軸と採算性の最適化を目指した整備を行います。特に、市街化区域以外の整備については、接続率の早期確保を前提とした事業決定に努めます。

◆ 管渠の建設・更新に関する事項

汚水処理施設整備計画の整備区域については、下図のとおりです。



また、汚水処理施設整備計画の事業内容については下表のとおりです。

計画区分	事業	事業内容	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
施設整備	下水道	未整備地区の整備	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	浄化槽	浄化槽設置整備事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
実行メニュー	共通	コスト縮減手法の適用	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	浄化槽	浄化槽設置整備補助金の嵩上げ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

公共下水道の整備と浄化槽設置整備を並行して実施することとしています。また、浄化槽設置整備補助については、その制度の検証をしながら進めていきます。そのほか、管更生等改築工事や雨水対策工事も計画的に実施していきます。

◆ 広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化については、北上川上流流域下水道の関連公共下水道としての汚水処理を継続するものとしています。

その他の広域化・共同化・最適化については、他の自治体との検討が必要となりますので、この計画には反映されていません。

◆ 投資の平準化に関する事項

経営戦略の対象期間内（前期・後期）の汚水処理施設の更新等の総額をその期間で除することで算出した年度平均の更新需要額をベースに、各年度の更新需要額を調整した上で投資額を標準化しました。

◆ 民間活力の活用に関する事項

北上川上流流域下水道の下水処理施設を使用しているため、処理場等の包括的民間委託については、この計画には反映されていません。

◆ 防災・安全対策に関する事項

汚水処理施設のうち、現行の耐震基準施行前である平成 17 年以前に整備された施設については、重要性が高いと思われる施設から対応しています。

災害時及び被災時においても、下水処理機能を確保することが重要です。防災と減災の両方から地域防災計画や防災マニュアル、下水道事業地震時業務継続計画（BCP）を策定しています。

(2) 財源についての説明

◆ 財源の目標に関する事項

財源の目標については、下表のとおりです。

事業内容	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38
経費回収率 (%)	110	110	115	115	115	110	110	110	105	105
処理人口普及率 (%)	66.2	66.5	66.7	67.0	67.3	67.6	67.8	68.1	68.4	70.6

計画期間内において、公共下水道処理人口普及率は70.6%を目指していることから、それに伴う下水道使用料収入を見込んでいます。また、企業債償還のピークが平成27年度から平成28年度であったことから、企業債利息の支払経費が減少し、污水处理費用が減少することで、経費回収率は計画期間内の前半は110%から115%で推移すると見込んでいますが、後半については、修繕費用の増加などから污水处理経費が増加し、使用料収入で経費を賄うことができる限度の100%に近づいていくと見込んでいます。

◆ 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

収益的収入のうち、使用料収入については、平成24年度に地方公営企業法適用を見込んだ使用料改正を実施したことにより概ね適正な使用料単価となっていますが、供用開始区域が拡大する一方で、一世帯あたりの使用する水量や人口の減少も見込まれることから、社会の変化に対応した使用料体系となるよう、4年を目途として定期的に見直すこととしています。

◆ 企業債に関する事項

資本的収入のうち、企業債については、国土交通省の「社会資本整備総合交付金事業」による国庫補助金が事業費の2分の1見込まれる事業については、その額に対応する分と単独事業となる末端管渠等の事業費分の借入を見込んでいます。

◆ 繰入金に関する事項

一般会計繰入金については、企業債償還や水質規制等に係る経費の繰出基準分（国が示す繰出基準に基づく繰入）の繰入金の10割を見込んでいます。
基準外の繰入金は見込んでいません。

◆ 資産の有効活用に関する事項

滝沢市の他の一部下水道処理施設においては、発生した熱エネルギー等を活用する取組が見られますが、滝沢市は北上川上流流域下水道の下水処理施設を使用しているため、この計画には反映されていません。

(3) 投資以外の経費についての説明

◆ 民間活力の活用に関する事項

業務効率の向上や債権管理の強化等を図るため、平成 29 年 4 月から水道事業を含む上下水道部の業務のうち受付業務等を含む使用料徴収業務を包括委託することに伴い、初期導入経費及び年度毎の経費を反映させた総額を平成 33 年度まで見込み、それ以降の期間内については、更新経費を見込んだ平均所要額を反映させています。

◆ 職員給与に関する事項

職員定員数については、下水道事業中期経営計画において設定した定員管理計画の目標を既に達成しているため、今後の人数変動が無いことを前提としています。平成 28 年度の人件費を基準とし、人事異動及び昇給による人件費の平均的な変動分を見込んでいます。

◆ 動力費に関する事項

マンホールポンプ場等の動力費については、平成 28 年度の経費を基準として、社会情勢の変化等による変動額を見込んでいます。

なお、平成 29 年 2 月に事務所移転したことに伴う燃料等の動力費については、反映されていません。

◆ 修繕費に関する事項

長寿命化計画に基づき、計画的に修繕を進めていきますが、開発者から帰属した管渠については、老朽化が進み小規模修繕が必要な箇所が増加していますので、改築工事と小規模修繕の財源について調整した上で修繕費の額を見込んでいます。

◆ 委託費に関する事項

水質規制費等に係る経費や業務に必要な電算システム経費については、平成 28 年度の経費を基準とした上で、平成 29 年度以降の点検箇所増分を加えた額を見込んでいます。

なお、水道事業会計との使用料徴収業務委託や一般会計との電算システム利用経費（文書管理システム、庁内 LAN システムなど）については、負担金において経費計上していますが、それぞれのシステムの改修や更新に係る経費については、この計画には反映されていません。

2 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

別添資料 2【投資・財政計画】のとおり、計画期間内の純損失は発生しない見込みですが、社会情勢の変化や制度改正等により収支予測に変更が生じる場合があります。今回の計画に反映できなかったものや今後検討すべき課題は、次のとおりです。

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

◆ 広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化については、北上川上流流域下水道の関連公共下水道としての下水処理を継続していきますが、汚水処理実施計画における整備区域の変更等については、接続率の状況等を見極めた上で、関係機関との連携を図っていきます。

◆ 投資の平準化に関する事項

汚水処理施設の改築について、需要額ベースで平準化していますが、新たに市街化区域に編入された区域の整備とともに、緊急性の高い改築工事に対応しながら投資を平準化できるよう見直ししながら進めていきます。

改築工事については老朽化の状況により緊急に優先度が高くなる可能性が出てきますが、ストックマネジメントによる計画的かつ効率的な下水道施設の管理とともに、将来の改築等施設管理に必要な経営管理及び執行体制の確保を含めたアセットマネジメントに取り組めます。

◆ 民間活力の活用に関する事項

北上川上流流域下水道の下水処理施設を使用しているため、処理場等の包括的民間委託については、当面予定はありません。

◆ その他

資本的支出の営業設備費については、この計画期間内は諸経費を反映させていませんが、営業に関する固定資産の購入が必要となる場合については、一般会計や他の事業との調整を図りながら、見直しを行います。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

◆ 使用料の見直しに関する事項

下水道サービスを安定的に供給し続けるため、一般会計繰入金は、国が示す繰出基準に基づく基準内繰入のみとすることを前提とした上で、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があります。

使用料改定の方策として、資本費の算入により汚水処理原価を算出し、その回収が可能となるような中長期的な客観的観点に立って下水道使用料の適正化を進めていきます。

今後、耐用年数を超える施設が出てくることや、災害等不測の事態も想定した上で、必要な資金を確保していくことの重要性を使用者に理解いただきながら、国の「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」のデータ等を活用し、使用料体系の見直しについて検討していきます。

◆ 資産の活用による収入増加の取組について

下水道処理施設については、北上川上流流域下水道の施設を使用しているため、エネルギー活用やその他収入増加の取組については、今後の課題とします。

◆ その他

汚水処理施設整備計画の整備区域の中には、公共施設や既存の団地型集合合併処理浄化槽の地域などが含まれています。整備の時期や手法については、関係機関と十分に調整を図りながら進めていくことが必要です。

また、国庫補助金については、市制移行に伴い補助要件の変更が見込まれておりますので、それに対応する計画的な施設整備や更新等に要する財源確保について検討していきます。

(3) 今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況

◆ 民間活力の活用に関する事項

業務効率の向上等を図るため、平成 29 年 4 月から水道事業の料金徴収業務とともに使用料徴収業務の包括委託を開始しますが、水道事業については、厚生労働省から水道事業の基盤強化の技術的助言として広域連携の検討が通知されており、岩手県においても、「岩手県水道事業広域連携検討会」が設置されることとなっています。この検討を踏まえ水道事業が広域連携の体制をとることとなった場合、使用料徴収業務の包括委託の継続が困難となることが見込まれるため、単独となった場合の効果的効率的な使用料徴収の方策を検討することが今後の課題のひとつとなります。

◆ 職員給与に関する事項

人事異動による人件費の増減については、職員定数の規模が比較的小さな滝沢市にとっては見極めが非常に困難です。

また、前述のとおり水道事業が広域連携による体制をとることとなった場合、下水道事業の業務量が増加する可能性もあり、効率的な業務遂行をし、コスト削減を図った上で、人件費の増加を抑制できるかなど、臨機に応じた対応が今後の検討課題となります。

◆ 動力費に関する事項

社会情勢の変化による動力費単価については、変動の幅が大きく見積もりが困難となっています。景気など公定の価格変動の状況を見ながら、適宜見直しを行うことが必要となります。

◆ 修繕費に関する事項

開発者から帰属した管渠については、計画的に修繕を進めていきますが、地震や豪雨などの自然災害の対応が必要となる事態も想定されることから、該当箇所の中でも特に優先すべき箇所の選定など、安全を確保した上での効果的実施が課題となります。

◆ 委託費に関する事項

前述のとおり、水道事業会計や一般会計とは同様のシステムを使用しているため、それぞれにシステム改修や更新が必要となった場合については相当の経費が発生することとなるため、情報連携を図りながら対応していくことが課題です。

◆ その他

道路陥没などの事故を未然に防止するための管更生工法など、管渠工事の工法も新たな手法が採用されてきており、専門的な知識を習得する必要性が出てきています。また、地方公営企業法を適用したことにより、企業会計の専門的な知識の習得も求められています。

今後は、これまで以上に研修や技能習得に積極的に取り組む必要があるため、岩手県市町村振興協会や岩手県下水道公社の研修費用助成制度を活用しながら、費用対効果の高い学習の機会を計画的に設定し、職員の育成や資質の向上に努めます。

第5 経営戦略の事後検証、更新等に係る事項

1 経営戦略の事後検証

この経営戦略の進捗管理は各年度末及び決算時に行い、全体の見直しは5年ごとに行うこととします。平成33年度の見直しの結果については、第2次滝沢市総合計画（平成35年度）に反映させることとします。

事後検証の際は、平成26年8月29日付け総務省公営企業3課室長通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」第3の4下水道事業の項の視点を基本として見直しを行います。

2 経営戦略の公表

下水道使用料は公共料金であり、住民生活に密接に関連するものです。経営戦略に係る目標値の達成状況や下水道使用料の算定根拠、経営の状況、経営努力等の情報については、市のホームページや上下水道部で発行する広報紙を活用して公開し、透明性を確保していきます。

用語の解説

◆ 汚水

下水道の定義では、人間生活又は生活活動などの事業に起因して生ずる排水をいう。具体的には、生活排水、水洗便所からのし尿、工場や事業場から排出される工場排水などである。

◆ 下水道

下水道法の第2条において「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。」定義されている。

◆ 公共下水道

主として、市街地の雨水をすみやかに排除し、又汚水を終末処理場で処理して河川等に放流するもので、市町村が事業主体となつて行う最も一般的な下水道で、普通下水道といえは公共下水道を意味する。流域関連公共下水道を除けば必ず終末処理場を有していなければならない。

◆ 浄化槽

便所及び台所等と連結して、し尿またはし尿と雑排水を処理し、下水道法に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備または施設である。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理方式と、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理方式とがある。

◆ 流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成る。事業主体は原則として都道府県である。

◆ 供用開始

下水道が整備され、下水を下水処理場により処理することが可能となること。

◆ 下水道普及率

下水道の整備状況を表す指標として用いられている。普及率には、面積普及率及び処理人口普及率等があるが、現在ではもっぱら処理人口普及率が使用されている。

◆ 経費回収率

汚水処理に要した費用が使用料によって回収される割合。

◆ 不明水

汚水の処理水から、使用料対象水、区域外受入れ汚水、その他経費負担すべき者が明らかなものを除いたもの。計画水量を定めるときにはあらかじめ一定量の地下水量を見込むこととされている。

◆ 改築工事

計画流量の増加を伴わないで、マンホール間の管渠すべてを修復、再建設あるいは取り替える工事。現状の機能を向上させ、管路施設の耐用年数も延びる。

◆ 修繕工事

対象施設の欠損箇所を部分的に補強したり取り替えたりすることで修復する工事。施設の耐用年数は延びず、「補修工事」と言われる場合もある。

別 添 資 料

資料 1 経営比較分析表

資料 2 投資・財政計画（収支予測）

参考資料 1 経営戦略における整備構想

参考資料 2 経営戦略における整備計画について

経営比較分析表

岩手県 滝沢市

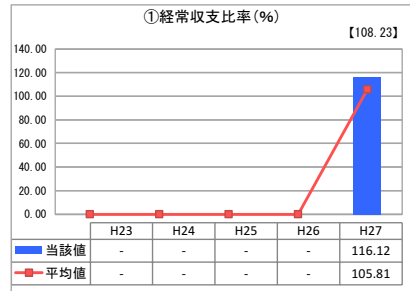
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	66.61	65.64	73.93	2,894

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
55,156	182.46	302.29
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
36,145	7.01	5,156.21

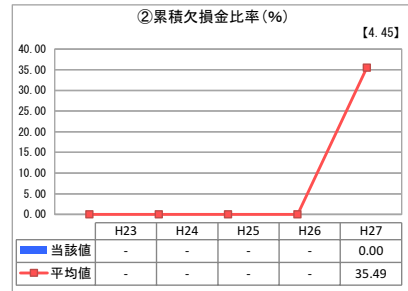
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- [] 平成27年度全国平均

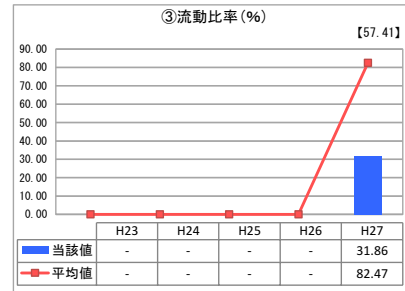
1. 経営の健全性・効率性



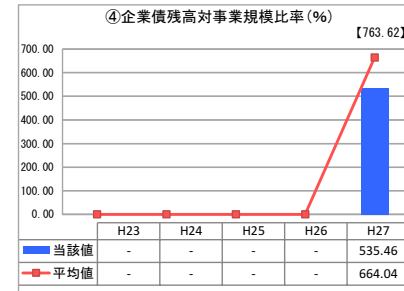
「経常損益」



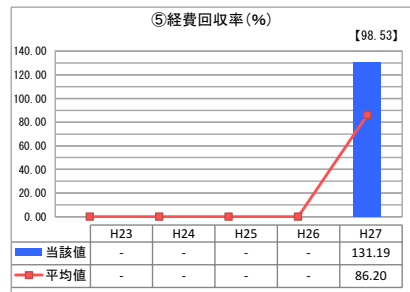
「累積欠損」



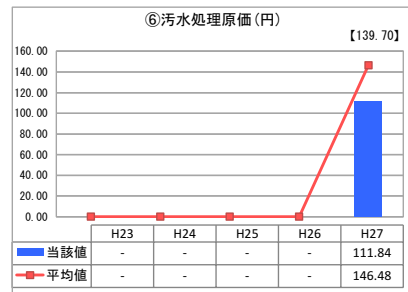
「支払能力」



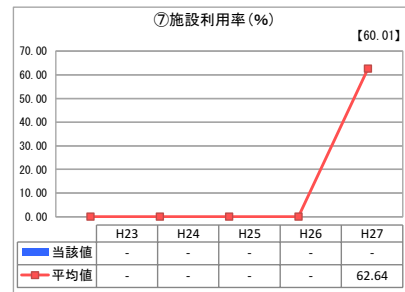
「債務残高」



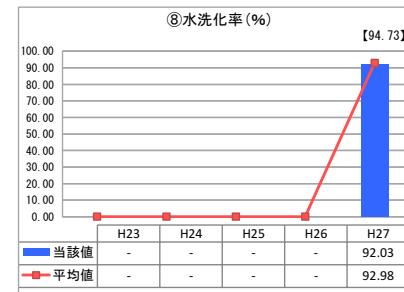
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

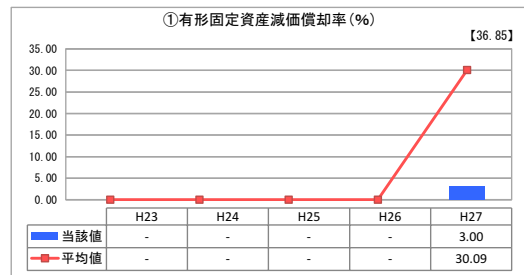


「施設の効率性」

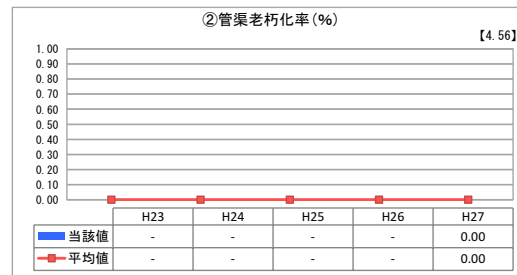


「使用料対象の捕捉」

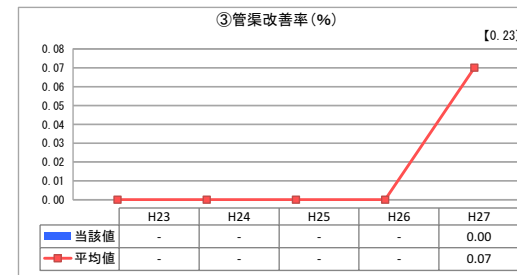
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

滝沢市下水道事業は、平成27年度に地方公営企業法を適用し地方公営企業会計に移行して初年度の決算となります。

- ①経常収支比率 単年度の収支が黒字である100%を越えており、これまでの経営改善に向けた取り組みの成果が見られます。
- ②累積欠損金比率 欠損金は生じていません。
- ③流動比率 建設改良費に充てた企業債の償還金は今後も高水準で続くため、指数は低い値で推移することが見込まれます。
- ④企業債残高対事業規模比率 類似団体等と比較して低い指数となっていますが、今後は施設更新のための投資が想定されることから、指数の上昇が懸念されます。
- ⑤経費回収率 污水处理費を使用料収入で賄うことができていますが、今後、供用開始後の接続率が低く推移した場合は、経費回収率が下降することも想定されます。
- ⑥污水处理原価 施設修繕や経費節減に努めたほか、基準内繰入の見直しを行ったことで污水处理原価は平均を下回っています。
- ⑦水洗化率 水洗化率はおよそ92%前後で推移しています。下水道整備のほか、浄化槽の整備についても普及促進を図り、下水環境の整備に努めています。

2. 老朽化の状況について

滝沢市下水道事業は、流域下水道の下水処理施設を使用しているため、本市では主に下水道管やマンホールの維持管理を行っています。これまで、小規模な修繕の実施はありましたが、大規模な修繕は発生していません。

- ①有形固定資産減価償却率 下水道建設開始からは30年以上が経過しましたが、現在も継続して整備している状態であり、減価償却率は低い指数となっています。
- ②管渠老朽化率 現在のところ法定耐用年数を超えた管渠はありません。
- ③管渠改善率 法定耐用年数の超過はありませんが、長寿命化計画により計画的に改築しています。また、開発者から帰属を受けた管路の老朽化が著しいことから、対策を講じる必要があります。

全体総括

滝沢市下水道事業は、将来にわたり安心して下水道を使用いただくため、「環境にやさしく快適な下水道整備」と「下水道経営基盤の充実」を軸に効率的な整備と経営の健全化に努めています。

下水道経営の比較分析によると、類似団体と比較して、経営は概ね健全な状態にありますが、下水道建設開始時の急激な都市化とともに、今後は多くの下水道施設が同時期に法定耐用年数をむかえることが見込まれます。

下水道施設の長寿命化を図りながら、計画的に施設の更新を実施していくことが必要ですが、突発的な大規模修繕工事にも対応できる資金の確保を目指して、使用料の見直しを含めた更なる経営努力を図ります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

(收益的収支)

投資・財政計画 (収支予測)

(単位:千円, %)【税抜計算】

区 分		年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
		(決 算)	[決 算 込]												
収 益 的 収 入 的 支 出 経 常 損 益 特 別 損 益 特 別 損 益 当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	1. 営 業 収 益 (A)		642,133	746,072	727,551	755,817	766,022	766,759	777,724	775,439	757,339	761,777	764,431	767,098	
	(1) 使 用 料 収 入		455,981	454,236	457,215	468,274	479,249	490,223	501,197	512,171	523,145	534,119	545,093	557,115	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他		186,152	291,836	270,336	287,543	286,773	276,536	276,527	263,268	234,194	227,658	219,338	209,983	
	2. 営 業 外 収 益		377,830	317,238	399,607	316,319	315,604	315,044	314,397	311,277	310,842	310,583	310,322	310,057	
	(1) 補 助 金		69,501	9,211	7,093	6,492	5,926	5,401	4,854	1,832	1,494	1,330	1,163	992	
	他 会 計 補 助 金		69,101	5,211	4,593	3,992	3,426	2,901	2,354	1,832	1,494	1,330	1,163	992	
	そ の 他 補 助 金		400	4,000	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		301,964	304,684	389,800	307,262	307,064	306,979	306,828	306,678	306,528	306,378	306,229	306,079	
	(3) そ の 他		6,365	3,343	2,714	2,565	2,614	2,664	2,715	2,767	2,820	2,875	2,930	2,986	
	収 入 の 計 (C)		1,019,963	1,063,310	1,127,158	1,072,136	1,081,626	1,081,803	1,092,121	1,086,716	1,068,181	1,072,360	1,074,753	1,077,155	
	1. 営 業 費 用		793,713	823,311	864,410	685,315	700,605	717,395	735,149	754,082	774,019	792,074	812,699	835,348	
	(1) 職 員 給 与 費		19,242	31,864	32,956	33,348	32,310	32,392	33,100	33,765	34,535	33,208	32,392	33,100	
	基 本 給 与 給 付 費		10,497	15,449	15,835	16,208	15,709	15,654	16,026	16,398	16,770	15,593	15,654	16,026	
	退 職 給 付 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他		8,745	16,415	17,121	17,140	16,601	16,738	17,074	17,367	17,765	17,615	16,738	17,074	
	(2) 経 費		232,800	241,219	265,516	96,352	112,980	129,867	147,410	166,174	185,836	205,713	227,648	250,083	
	動 力 費		8,210	8,001	8,424	8,844	9,286	9,751	10,238	10,750	11,287	11,852	12,444	13,067	
	修 繕 費		17,801	10,936	20,214	22,234	24,457	26,903	29,593	32,552	34,180	35,889	37,683	39,568	
	材 料 費		15	177	461	176	176	176	176	460	176	176	176	176	
そ の 他		206,774	222,105	236,417	65,098	79,061	93,037	107,403	122,412	140,193	157,796	177,345	197,272		
(3) 減 価 償 却 費		541,671	550,228	565,938	555,615	555,315	555,136	554,639	554,143	553,648	553,153	552,659	552,165		
2. 営 業 外 費 用		135,340	136,451	121,125	114,322	107,487	100,527	93,423	81,272	73,994	68,097	62,781	58,087		
(1) 支 払 利 息		130,737	126,211	116,124	109,081	102,246	95,286	88,182	81,031	73,753	67,856	62,540	57,846		
(2) そ の 他		4,603	10,240	5,001	5,241	5,241	5,241	5,241	241	241	241	241	241		
支 出 の 計 (D)		929,053	959,762	985,535	799,637	808,092	817,922	828,572	835,354	848,013	860,171	875,480	893,435		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		90,910	103,548	141,623	272,499	273,534	263,881	263,549	251,362	220,168	212,189	199,273	183,720		
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)		1,442	368	368	386	386	386	386	386	386	386	386	386	386	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 1,442	△ 368	△ 368	△ 386	△ 386	△ 386	△ 386	△ 386	△ 386	△ 386	△ 386	△ 386	△ 386	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		89,468	103,180	141,255	272,113	273,148	263,495	263,163	250,976	219,782	211,803	198,887	183,334		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
流 動 資 産 (J)		70,438	66,348	66,219	87,764	117,309	141,417	174,147	176,688	184,738	197,803	209,221	220,560		
う ち 未 収 金		11,243	10,358	10,359	10,010	10,020	10,031	10,041	10,052	10,061	10,071	10,081	10,090		
流 動 負 債 (K)		414,656	388,873	400,406	403,913	397,939	405,771	393,912	364,853	362,250	355,668	247,013	341,036		
う ち 建 設 改 良 費 分		362,590	366,892	370,124	373,552	367,497	375,248	363,307	334,164	331,476	324,809	316,066	310,000		
う ち 一 時 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金		48,723	19,573	27,708	19,019	19,038	19,057	19,076	19,095	19,114	19,133	19,152	19,171		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		642,133	746,072	727,551	755,817	766,022	766,759	777,724	775,439	757,339	761,777	764,431	767,098		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(資本的収支)

投資・財政計画
(収支予測)

数値等見直し予定

(単位:千円)【税込計算】

年 度		平成27年度 (決 算)	平成28年度 (決 算)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分													
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	271,300	216,400	235,100	256,200	222,200	222,200	218,400	118,400	118,400	118,400	118,400
		うち 資本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 補 助 金	49,923	18,870	18,803	18,320	17,198	17,723	18,270	13,693	8,473	8,637	8,804
		4. 他 会 計 負 担 金	11,765	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	165,300	138,800	152,500	127,000	127,000	127,000	127,000	107,000	107,000	107,000	107,000
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	6,072	20,602	28,608	28,014	33,166	35,453	36,268	16,128	12,432	16,027	13,998
		9. そ の 他	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	504,393	394,672	435,011	429,534	399,564	402,376	399,938	255,221	246,305	250,064	248,202
		(A)のうち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純 計 (A)-(B) (C)	504,393	394,672	435,011	429,534	399,564	402,376	399,938	255,221	246,305	250,064	248,202
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	484,734	372,738	406,543	401,167	367,640	368,115	364,793	245,275	243,367	243,840	244,315
		うち 職 員 給 与 費	32,463	16,500	16,379	15,573	16,038	16,505	16,976	17,449	16,573	16,038	16,505
		2. 企 業 債 償 還 金	356,223	362,596	366,892	370,124	373,552	367,497	375,248	363,307	334,164	331,476	324,809
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. そ の 他	120	943	1,263	1,040	1,107	1,174	1,107	300	300	300	300
		計 (D)	841,077	736,277	774,698	772,331	742,299	736,786	741,148	608,882	577,831	575,616	569,424
		資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)	336,684	341,605	339,687	342,797	342,735	334,410	341,210	353,661	331,526	325,552	321,222
		1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	239,706	245,544	176,138	248,351	248,250	248,156	247,810	247,464	247,118	246,773	246,428
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	63,466	69,739	134,878	65,884	68,441	60,209	67,636	89,321	67,535	61,905	57,920
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. そ の 他	33,512	26,322	28,671	28,562	26,044	26,045	25,764	16,876	16,873	16,874	16,875
		計 (F)	336,684	341,605	339,687	342,797	342,735	334,410	341,210	353,661	331,526	325,552	321,222
		補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		企 業 債 残 高 (H)	5,897,371	5,811,481	5,680,194	5,566,267	5,414,912	5,269,612	5,112,761	4,867,850	4,652,084	4,439,006	4,232,595

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成27年度 (決 算)	平成28年度 (決 算)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		267,684	297,045	274,177	290,963	289,777	279,165	278,759	264,348	235,116	228,566	220,229	210,853
	うち 基 準 内 繰 入 金	261,593	297,045	274,177	290,963	289,777	279,165	278,759	264,348	235,116	228,566	220,229	210,853
	うち 基 準 外 繰 入 金	6,091	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		61,688	18,870	18,803	18,320	17,198	17,723	18,270	13,693	8,473	8,637	8,804	8,975
	うち 基 準 内 繰 入 金	61,688	18,870	18,803	18,320	17,198	17,723	18,270	13,693	8,473	8,637	8,804	8,975
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		329,372	315,915	292,980	309,283	306,975	296,888	297,029	278,041	243,589	237,203	229,033	219,828

経営戦略における整備構想

【平成29年3月策定見込】

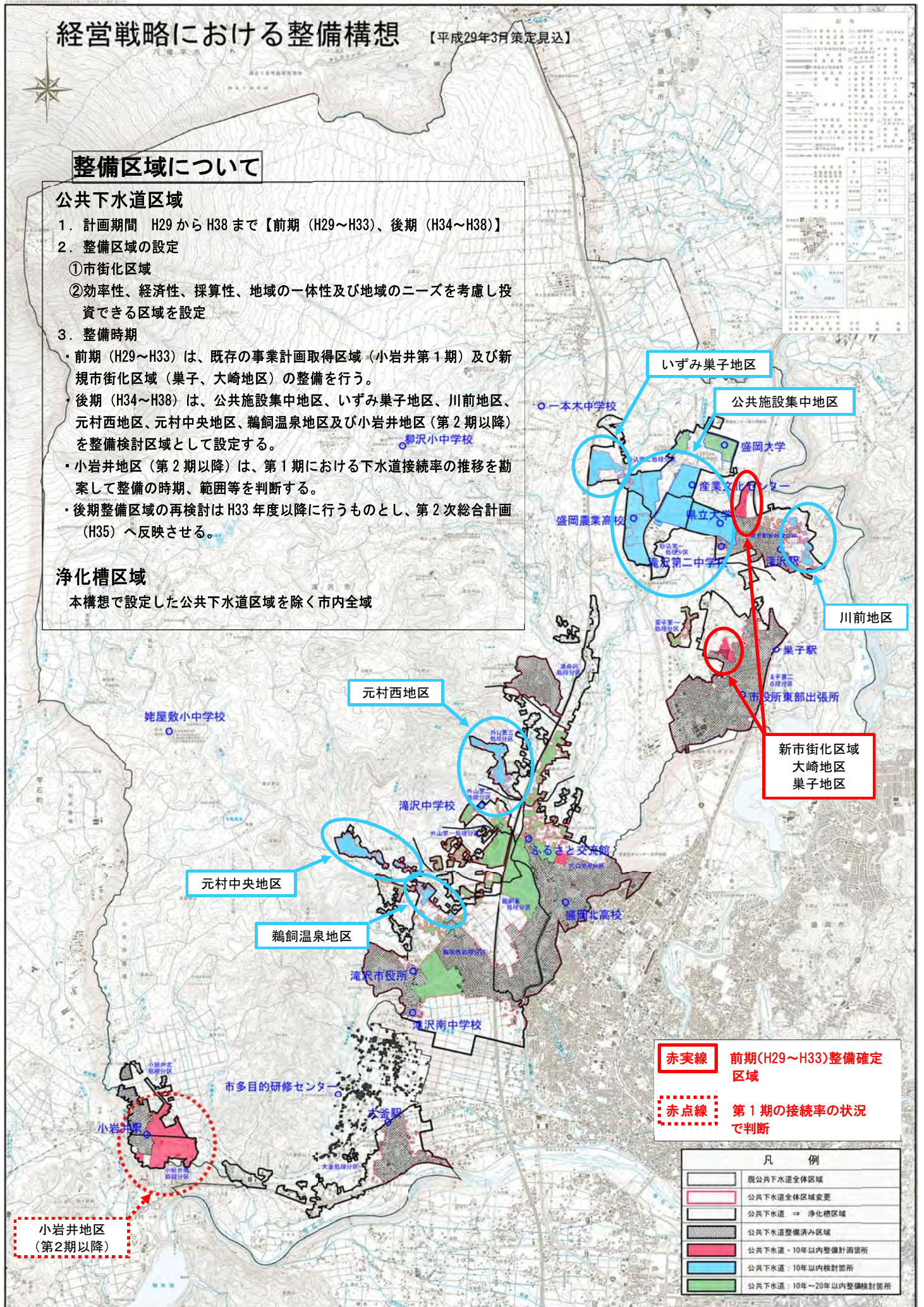
整備区域について

公共下水道区域

1. 計画期間 H29 から H38 まで【前期 (H29～H33)、後期 (H34～H38)】
2. 整備区域の設定
 - ①市街化区域
 - ②効率性、経済性、採算性、地域の一体性及び地域のニーズを考慮し投資できる区域を設定
3. 整備時期
 - ・前期 (H29～H33) は、既存の事業計画取得区域 (小岩井第1期) 及び新規市街化区域 (巣子、大崎地区) の整備を行う。
 - ・後期 (H34～H38) は、公共施設集中地区、いずみ巣子地区、川前地区、元村西地区、元村中央地区、鶴飼温泉地区及び小岩井地区 (第2期以降) を整備検討区域として設定する。
 - ・小岩井地区 (第2期以降) は、第1期における下水道接続率の推移を勘案して整備の時期、範囲等を判断する。
 - ・後期整備区域の再検討は H33 年度以降に行うものとし、第2次総合計画 (H35) へ反映させる。

浄化槽区域

本構想で設定した公共下水道区域を除く市内全域



赤実線 前期(H29～H33)整備確定区域

赤点線 第1期の接続率の状況で判断

凡 例	
	現公共下水道全体区域
	公共下水道全体区域変更
	公共下水道 ⇔ 浄化槽区域
	公共下水道整備済み区域
	公共下水道：10年以内整備計画所
	公共下水道：10年～20年以内整備計画所

経営戦略における整備計画について

整備区域／年度		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39～	H48
事業計画変更事務		○	H29.6事業計画協議了(見込)				○	H34.6事業計画協議了(見込)				○H39以降の事業検討		
			前期H29～H33					後期H34～H38						
10年以内整備区域	現事業計画残分													
	小岩井(第1期)	現事業計画区域												
	新規市街化区域													
	巣子・大崎		設計	工事	工事	工事	工事							
	小岩井(第2期以降)							第1期整備区域の下水道接続率の推移により整備の時期、範囲等を判断						
10年以内整備検討箇所	公共施設集中地区						後期における整備区域の再検討は、平成33年度以降に行うものとし、第2次総合計画へ反映させる。							
	いずみ巣子地区													
	川前地区													
	元村西地区													
	元村中央地区													
	鵜飼温泉地区													
10年以内整備検討箇所	10年以内に整備ができなかった地区								平成37・38年頃を目途に10年～20年以内の整備区域について再検討を行う。					

滝沢市下水道事業経営戦略

発行：滝沢市上下水道部下水道課

改訂履歴

版 数	策 定 日	改 訂 履 歴
第 1 版	平成 29 年 3 月 17 日	初版発行